

学校給食費に関するお知らせ

令和7年度版

○学校給食費について

◆学校給食費をいくら支払うか、お知らせはありますか？

毎年4月に第1期から第10期までの学校給食費の決定に係る通知「学校給食費年間納付予定額決定通知書」を学校を通じて送付する予定です。

◆学校給食費の請求はどのようになりますか？

5月（第1期）から翌年2月（第10期）までの10回払いです。

月額、年間納付予定額（1食単価×年間給食実施予定回数）を10等分（100円未満切上げ）した額です。第1期から第9期までは定額をお支払いいただきます。

なお、第10期（調整額）については、4月から翌年3月までの喫食回数により年間納付見込額を確定し、納付していただきます。

【第10期（調整額）＝（年間納付見込額－（第1期～第9期までに納付すべき額）】

（状況によっては第10期以外で調整することもあります。例：中学校3年生は、第9期に給食費の納付額を調整する場合があります。）

【学校給食費】（令和7年度）

学校区分	1食単価	令和7年度給食予定回数190回	
		第1期～第9期	第10期
小学校（児童）	280円	5,400円	調整額
中学校（生徒）	330円	6,300円	調整額

※物価高騰等により、1食単価を見直す場合があります。

【令和7年度の納期・納付期限】

第1期	6月2日	第2期	6月30日	第3期	7月31日	第4期	9月1日
第5期	9月30日	第6期	10月31日	第7期	12月1日	第8期	12月25日
第9期	2月2日	第10期	3月2日	第1～9期	定額	第10期	調整額

※状況によっては第10期以外で調整することもあります。

◆どのような場合に、学校給食費が調整（減額・欠食）されますか？

区分	事 由	対 象 額
減額	学校給食の全部の提供を受けない場合	全 額
	牛乳の提供を受けない場合	牛乳1本あたりに相当する額 (令和7年度：68円)

※必ず学校と協議を行ってください。

区分	事 由	対 象 額	提出書類	提出期限 (休日等を除く)	提出先
欠 食	ラーケーションによる欠席	給食の提供を受けない日数分	ラーケーションの申請書	欠席する前々月の25日(休日等の場合は、その日の前の最後の学校日までとします。)	学校へ提出
	病気等による連続5日以上欠席	届出があった日から休日等を除いて5日目以降の給食の提供を受けない日数	学校給食欠食届(様式第6)	欠席する5日前	
	学校閉鎖、学年閉鎖又は学級閉鎖	閉鎖日数			
	気象警報発令、災害等	中止した日数			
	その他教育委員会が必要であると認めるとき	教育委員会が認めた日数			

◆食物アレルギー等により牛乳の提供を受けない場合の月額はどうになりますか？

定額の給食費を納めていただきますが、最終的には、減額対象となる牛乳代を除いて年間納付予定額を算出し精算します。

◆学校給食を食べない日があった場合、調整(欠食)されますか？

事前に発注した食材の発注停止が間に合わないため、急な発熱やけがなどで学校を休む場合、調整(欠食)の対象になりません。

○学校給食費の支払いについて

◆学校給食費の支払いは、どのような方法になりますか？

原則として、保護者の皆様は、学校にお支払いしていただきます。支払い方法については学校に確認してください。

○手続きについて

◆どんなときに、どんな手続きが必要ですか？

事 由	提出書類	提出期限 (休日等を除く)	提出先
学校への入学・転入	学校給食申込書(様式第1)	給食開始5日前	学校へ提出
転校、保護者等の変更等がある場合	「学校給食申込変更・終了届」(様式第2)	変更等が生じる日の5日前	
食物アレルギー等により給食(全部・一部)の提供を停止する場合	「学校給食停止・再開届」(停止)(様式第5)	停止を希望する5日前 ※学校と協議を行った上、提出してください。	
停止していた給食・牛乳を再開する場合	「学校給食停止・再開届」(再開)(様式第5)	再開を希望する5日前 ※学校と協議を行った上、提出してください。	

◆手続きに必要な書類は、どこで入手できますか。

学校で必要な書類を取得していただくか、新城市ホームページ(学校給食課)からダウンロードしてください。